

2006 年、EU は自らの『持続可能な発展戦略』を改訂した。以前の戦略から引き続き経済・社会・環境の 3 側面に配慮した総花的な内容を持つものであり、そのなかで持続可能性が社会の目標として、また社会システムに組み込まれて継続的に実現されていくよう関心が払われているようであった。政府・企業・個人など社会構成主体に課せられた課題も多く、特に個人にはよりいっそう認識を高め行動していくことが期待され、それはまるで持続可能な社会を継続的に実現していく原動力の一つとして位置づけられているようでもあった。1998 年 6 月に国連欧州経済委員会 (UNECE) において採択されたオーフス条約は、環境事項における情報アクセス、政策決定への公的参加および司法アクセスに関する手続き的権利を保障しようとするものであり、EU は上記事柄と関連付けて当該条約の内容を EU として法的に整備し制度化することとした。まず第 1 に、環境情報へのアクセスに関する Directive 2003/4/EC の採択である¹。第 2 に、公的参加に関する Directive 2003/35/EC の採択である²。第 3 に、環境事項に係る司法アクセス指令案の提案³である。第 4 に、EU によるオーフス条約批准のための Decision 2005/370/EC が採択された。第 5 に、2006 年、オーフス条約規定を EC 諸機関・組織へ適用する規則 (通称オーフス規則) が採択された⁴。

最後者オーフス規則は、EC 条約に基づいて設置された機関・組織を対象とし、司法上または立法上の権能を行使する場合はこれに含まない (ただし、環境情報アクセスに関する規定においては立法上の権能を行使する行為を含むことになる)。環境情報へのアクセスについては、既存の「欧州議会、理事会および欧州委員会のドキュメントへの公的アクセスに関する規則」(1049/2001 規則) を拡大、発展させた。共同体諸機関・組織は、その権限内で環境情報を随時更新し、正確で比較可能なものとして提供していかなければならない。公的参加については、環境に関する計画・プログラムの準備、改正、再検討の際にすべての選択肢が開放されている早い時期に効果的に提供され、その結果は計画・プログラムの決定において考慮されなければならない等が要請されている。また、一定の条件を満たした環境 NGO⁵は、環境法の下での共同体諸機関・組織による作為若しくは不作為の再検討 (internal review) を要請することができるものとする。こうした個人や団体と EU を結びつける制度・手続きが EU の環境、そして持続可能な社会にとって当然の要件と位置づけられ、それは同時に EU 環境ガバナンスを強化することにもつながる。本規則は、EU の環境政策のみならずガバナンスにも新たな実績を加える可能性を持っており、今後の実行・運用に関心がもたれるところである。(長崎大学環境科学部・和達容子)

¹ Directive 90/313/EEC を廃止。

² 戦略的環境評価 (SEA) 指令の適用外の特定の計画等について市民参加を定め、環境影響評価 (EIA) 指令および統合的汚染防止管理指令の公的参加規定の強化などを定めた。

³ COM(2003)624。

⁴ Regulation (EC) No 1367/2006。

⁵ 加盟国の法や慣習に則った独立した非営利法人であること。環境法の文脈における環境保護の促進を第 1 の目的に掲げていること。2 年以上実在し環境保護のために活動していること。内部再検討を要求する事柄がその目的と活動に含まれていること。